

Title	<批評・紹介>佐口透著「一八～一九世紀東トルキスタン 社會史研究」
Author(s)	羽田, 明
Citation	東洋史研究 (1963), 22(3): 399-407
Issue Date	1963-12-31
URL	https://doi.org/10.14989/152639
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

一八一―一九世紀東トルキスタン社會史研究

佐 口・透 著

一九六三年三月 吉川弘文館
A5版 七五五頁

本書は近世中央アジア史の専門家として現在もっとも活躍している著者の業績を集大成した堂々たる大冊である。その骨子となつてゐるのは、「東トルキスタン封建社會史序説―ホージャ時代の一考察」(歴史學研究・一三四、一九四八)以後、著者が次々に發表してきた十數篇の論文である。しかし、この間に東西の諸史料を博搜して研鑽を加え、中央アジア近世史の新分野を開拓した著者の努力に對しては深く敬意を表しなければならない。

本書の構成についていえば、史料・文獻を解題した序説につづく本文は九章からなり、著者自身のことばを借りれば、「清朝支配下の東トルキスタンのウイグル人の支配階級や民衆がいかなる状態におかれ、いかなる社會的、政治的、生活をもったか。さらに、西隣のコーカンド汗國、北隣のカザフ人と東トルキスタンとの政治的・經濟的關係はいかなるものであつたか」を考察しようとしたもので、豊富な(約二一〇〇項目)付註のほか、カシュガル―ホージャ家系譜(二種)、カザフ汗家系譜、コーカンド汗家系譜、文獻目錄(中國史料、邦文文獻、歐文文獻)、英文概要、索引(人名、地名、民族名、著者名)、巻末地圖二葉などを完備している。以下、本書の内容を章節別に紹介しつつ若干の批評を加え、もしくは疑問

を提出してみたい。

第一章 清朝の回部進出とイスラム陣營の崩壊

本章は「1ハミ・トゥルフアンの支配階級」、「2アルティン・ヤフルの分裂」の二節から成る。1では、ガルダンのカシュガリア征服から筆を起し、ジュンガル王國と清朝との間に介在したハミ・トゥルフアン兩オアシスのウイグル人が清朝に内屬、歸附した過程を考察しているが、ウイグル人の支配階級、とくにトゥルフアンの指導者たちの動靜を詳かにして、そのうちにはジュンガル王國に與し、配下の住民をひきいてカラシャールに徙り、さらに西方のウシユに移住した阿濟斯和卓のような人物があつたことを明かにしているのが注意される。阿濟斯和卓は、のちに清朝の回部征服當時、陰謀的な行動を示したウシユのハキム・ベク霍集斯 Khwaja Sikandar の父にほかならない。このほか、清朝の征服當時までチャガタイ汗家の子孫が回部に残つていた事實を指摘して通説を正したことも重要である。

ただ、阿濟斯和卓が「第壹阿拉布坦より兵を授けられ、數千人のトゥルフアン人をカラシャールに徙した」(二八頁)と説明されているのは、「第壹阿拉布坦が(阿濟斯和卓以下)數千人のトゥルフアン人を云々」の誤りであらう。

2においては、ジュンガル王國の主權者がイーシャーニヤとイスハーキーヤ、すなわちいわゆる白山、黒山の二黨の對立抗争を利用してカシュガリアの支配權を強化していったさいに、ウイグル人大衆がいかにその收奪に苦しんだか、しかもジュンガル王國の崩壊後、獨立を策した白山黨のホージャ兄弟の支配下に、異教徒カルムツク族のそれ以上に甚しい苛斂誅求を蒙らねばならなかつたかを税

制、實情の両面からまず検討する。次いで、白山、黒山二黨の對立だけでなく、大ホージャ、ブルハーン・ウッディーンと小ホージャ、ホージャ・シハーンとの間にみられた對蹠的な性格や立場の相違、彼らに代つて支配權を獲得しようとした一部のベク階級の野心など、統一的なウイグル民族陣營の結成を妨げた諸要素を分析し、清朝のカシュガリア征服が容易に行われた理由を明かにする。第三勢力としての一部のベク階級、とくにウシュのハーキム・ベク霍集斯の行動をこれほど明確に捉えたのは著者が最初といつてもよい。

ただホージャ・アフファークがガルダンに貢納を約し、のちのちまでヤルカンドの住民の重荷、というよりもイスラム教徒である彼らの屈辱となつたという十萬騰格のアルパンをイスラム税制上異教徒に課せられるジズヤー（人頭税）と解する嶋田襄平氏の説（「清代回疆の人頭税」史學雜誌・六一—、一九五二）に従いながら、將軍兆惠が征服後ヤルカンドの貢賦について行なつた報告のうち、噶爾丹策零時代に毎年交納したとみえている十萬騰格は「そのまま（ホージャがカルムック族に貢納を約した）十萬騰格（のアルパンを）指すというわけではなく、要するに上述各項目の貢賦の負擔全體がいわゆる準噶爾に對する *adag*（貢納）であつたのである」（四〇—四二頁）と説いている部分はいささか理解に困難である。もっとも、貢納額の判らない關稅等若干のものを除けば、各項目別に擧げられている右の貢賦額の總計がほぼ十萬騰格になることは、蒙古語のアルパンが人頭税に限らず、賦税一般も意味することと相まつて、結論的には著者の見解を支持するようにみえる。魏源が葉爾羌歲徵匠役戸口、棉花、紅花、緞布、金磁、銅、硝、牛羊、狍、獐、麝、果園、蒲桃之稅。折錢十萬騰格。（聖武記、卷四）と述べてい

るのも同じ考えであろう。ただ、回疆則例・卷七、世職回子免納糧賦の條に、一、新疆各城回子有殉節蒙賞世職者。其應交種地糧賦。及阿勒板等項錢文。概行蠲免。と規定されているのは、種地糧賦すなわちハラージュ（現物税）とジズヤー（人頭税）を區別したもののようみえるが、この矛盾はどのように解釋すべきであろうか。

なお、ホージャ・シハーンの軍隊のうちに數えられている「新しく降つた沙喇斯・瑪呼斯五百（人）」（五三頁）はカルムック語の *Saras-maxas* (Ramsiedt, *Kalmückisches Wörterbuch*, S. 361) の音を寫したものにちがいない。また、クチャの頭目鄂對が「イリに幽閉されていた」は原文「脅徒」の譯としては不適當であらうし、ウシュのベク色提布阿勒氏が色梯巴勒氏（西域同文志・卷之十二）と同一、もしくは非常に近い音を寫したものとすれば、それは *Sadi-bardi* ではなくて *Sadi-baldi* でなければならぬ。その祖父和卓木呼里は、慣例からみれば、*Khwāja Mukhi?* よりむしろ *Khwājam Khali? Quli?* ではなからうか。

第二章 カシュガル・ホージャ家の分岐

この章は「1ホージャ兄弟の最後」、「2キラ・メット統と北京におけるホージャ家」、「3コーカンドにおけるホージャ家」の三節に分けて、清朝の回部征服後におけるホージャ一族の消息を明かにしている。なかでも、バダクシャーに逃れたホージャ兄弟の最後や彼らの遺骸および妻子の引渡しを要求する清朝とバダクシャーのスルターン・シハーンとの交渉の経過はもっとも詳しく、多くの新事實を教える。また、ホージャ兄弟と血縁的には非常に近い關係にありながら、彼らとは全く立場を別にし、清朝に歸附したキラ・メット統ホージャの存在を確認したこと、「京師に居る回爵」と

して待遇されたホージャ一族の系譜を検討して、キラームット統、アフアーク統（白山黨）のほか、兩派のいずれにも属しない家系の存在を指摘したことも注意されてよいが、清朝の急追を免れてアフガニスタン北部に隠れたブルハーン・ウッディーンの幼子サリムサツクが成人ののち、まずサマルカンドへ、ついでホージェント、ウラテュベなどの地方へ移り住み、カシユガリアの黨與やキルギズ族（布噲特）と通じて清朝の支配に暗雲を投じる存在となるにいたった経過は從來ほとんど知られていなかったところを解明している。

ただ、ブルハーン・ウッディーンの子で、バダクシャーンで清軍に捕えられ、北京に護送された阿布都哈里克の母バトマー（シ）を一且は「キルギズ人の妻」といいながら（八六頁）、のちには「厄魯特すなわちジュンガル人」としているのは（九二頁）、後者が正しいであろう。また、毎歳年班伯克進京。無至伊（＝阿布都哈里克）家中看望。並幫助銀兩を「回部のベク官人が年班進京にさいして、阿布都哈里を訪問して見舞い、金銭的援助をしていたことが知られる」（八七頁）證據としているのは、明かに否定の「無」を看過した誤解である。

第三章 ベク官人制

第一章、第二章が「東トルキスタン封建社會史序説」で僅かに觸れているだけで、ほとんど新しい研究といつてよいのに反して、本章は嶋田氏の反論（「ホージャ時代のベク達」東方學・三、一九五二）もあり、そののちさらに検討を加えて成ったもので、「1ベク官人制の成立」、「2ベク官人法」、「3ベク官人の支配権力」の三節に分けて、カシユガリアの土着ウイグル人官僚ベクについて詳論している。

嶋田氏はチャガタイ汗國時代のアミール（封建領主）制は、ホージャ時代を境として、完全に崩壊し、ベクと稱される土着支配階級の擡頭をみ、清朝時代にいたってすっかり官職化されたとみている。著者は基本的にはこの説を受入れながらも、ベク官人の總てが清朝の創設ではなく（この點は嶋田氏も認めている）、その多くがホージャ時代（一部はそれ以前？）から存在したこと、また商伯克などはジュンガル支配の產物と認められることなどを論じ、東西の諸書に散見するベク職名三十五種を採拾してその各々の原語や意味を考えたのち、これらのベク官人の實態を検討して、總計二七〇名ばかりのうち、明伯克、密喇布伯克、阿奇木伯克、哈子伯克、商伯克および伊什罕伯克など徵稅、水利、裁判に關係のあるものが大多數を占め、それも先進地區であるカシユガル、ヤルカンド、ホータンに集中していること、ベクの下僚として村落の徵稅、水利を掌る玉斯巴什、溫巴什、克々巴什が存在したことなどを明らかにする。右の明伯克、密喇布伯克などが本來農村に根據をもつ土地所有者であり、その他の都市を基盤としたベクたちと異なることは嶋田氏の注意したところであるが、俸給としての土地、いわゆる養廉地畝の給付狀態からこれを裏づけたのは注目すべき見解であろう。また、ウイグル農民の私有地が約六千畝と計算されるのに對して、ほど二百六十人のベク官人の占有する養廉地畝が四千二百畝にも上っていること、しかも三品、五品の高級ベク二十八人で全養廉地畝の四〇パーセントを占め、土地と耕作農民（煙齊、燕齊）を集中していることも重要な指摘である。

2では伯克の品秩、養廉、公署と圖記、職掌、任免、入觀の各項目について、伯克制度の規定やその運用の實情を考察し、3では、

伯克が單なる官僚ではなく、經濟外的強制を實行した封建的支配階級の性格を多分にもつていたことを、乾隆三〇年（一七六五）の烏什の反亂を中心に、解明している。

ただ、規定外に伯克の新設、移設が認められた證據として引用されている（一四八頁）回疆則例・卷一の各城額設伯克等官の附註の原文は「與年終該大臣報院（＝理藩院）」で「報部」ではなく、むしろ「報院源流冊參看」まで續けて引用すべきである。また、一八五〇年代（咸豐年間）にアタスの辦事大臣が阿奇木伯克と結託して錢文、鹽課を私設した事件を例證として、「阿奇木伯克の回民勒索は一八六〇年代まで通常事であつた」（一九一頁）と論じているのはいささか不正確の嫌いを免れない。というのは、ベク官人の監督の衝に當る大臣以下の清朝派遣官吏の封建的性質はいはば本質的なもので、カシュガリア支配の當初からしばしば問題をひきおこしていたが、内憂外患のために清朝の財政が窮乏して新疆の軍事實費が不足し、官吏の綱紀も地緩して恣に任地を去る者さえ少なくなかつたといわれる一八六〇年代、すなわちヤクトプ＝ベクの反亂直前には、ベク官人が清朝派遣官吏の統制に服せず、あるいは彼らと結託していつそうウイグル人大衆を擧取したのはむしろ當然の成行きだつたと考えられるからである。

第四章 土地制度と農業問題

この章は三節に分かれる。「1 土地制度」では、カシュガリアにおける土地所有形態を分析して、ハミ・トゥルファン兩地の回部王公の封地、一般ウイグル農民の私有地、および一部は分益小作地（回屯）などに利用されたが、大部分はベク官人の養廉地畝に充てられた國有地（舊存官地、入官地）の三者の存在を指摘し、これらの土

地を耕したウイグル人がそれぞれ隸農、自作農、小作農（タランチ）・煙齊であつたことを明かにする。タランチがジュシガル支配時代からイリ地方に存在したウイグル人の農業移民で、清朝もこれに倣つたことは説明するまでもないが、著者がこれを「國家農奴的農民」と規定している點には多少の疑問がないわけではない。なぜならば、そのうちには強制的に移住させられた者が少なくなくなつたとしても、地代の支拂いからすれば、利益折半の分益小作よりはるかに有利な條件にあつたからである（西域圖志、卷三十二、屯政、伊犁之條）。いずれにせよ、清朝側の記録にみえる最低二十六萬のウイグル人口の「大多數は恐らく額徵糧（イスラム税制上のハラージュ）の対象となつたものである」と推定され、とくに「カシュガル、ヤルカンド、ホータンの三地區に人口が集中していた」結果、これらの地區では、額徵糧を清朝官兵の食糧にあてた餘剩を貨幣で納入させ、他地區の財源を補充することができ、過當の徵税を必要としなかつたことを明かにする。これは大變重要な結論であるが、清朝が年々百五、六十萬兩（一説には三百萬兩）の銀を新疆の軍事實費として内地から送つていた事實が看過されている恐れはないであろうか。

「2 農業技術」では、作物の種類、農具、農法、收穫率、穀物の調整など、農業の種々相に検討を加えたのち、カシュガリア農業の基本問題である水利問題について考察して、治水・灌漑・貯水の三事業がオアシス農耕社會の發展の基礎であつたことを結論している。この結論に反對する考えはないが、「小麦ならびに乾燥作物たる諸雜穀もすべて適度の灌漑を必須とした」（二二〇頁）という著者の斷定には全面的に同意することが躊躇される。というのは、イ

ラーンやアフガニスタンなどでは、小麦は秋に播種して降雪を待ただけでいっさい灌漑は行わず、むしろ行えないような高地に栽培するのが普通であり、「秋麥が多かった」（二一六頁）カシュガリアでも同様ではなかったかと思われるからである。

3では、清朝の支配下に比較的長期にわたって社會の秩序が維持された結果、ウイグル人の粗放な技術でも農業生産力が高まり、農地の開發も進んだこと、阿奇木以下のベク官人の養廉地畝が大部分を占めていた關係から、貧農救済の目的で農地を開發する必要に迫られていた清朝が征服直後からカシュガル地區で開墾をはじめ、一九世紀には、いつそうこれを推進して貧農の救済とともに人口の増加に對處しようとしたこと、それはジハンギールの反亂（一八二六—二七）以後いつそうさかんに行われ、ウイグル農民の私墾地も大幅に増大し、これを納税地にくり入れる政策が取られたこと、その結果として收税額はほとんど倍増し、とくにカシュガル、ヤルカンド地區では人口増加と農業生産力の發展がいちじるしかったこと、このころから僅少ながらカシュガリアでも、傳統的政策を破つて、漢人の分益小作人の入植やウイグル人所有地の賃貸が認められるようになったことなどが明かにされている。たゞ、「ウイグル兵五〇〇人、博底爾格（『伯德爾格 Bedege』）回子五〇〇人を入植させようとしたが、軍務が重要であつたのでこれを取りやめ、代つて無業のウイグル人を入植させようとした」（二四一頁）と意譯されている部分は、原文には此時防兵專事操練。未便仍派屯田。とあり、「専ら操練を事とした」のは回兵ではなく、防兵すなわち駐防、換防の官兵であつたことが知られる。

第五章 カザーフ遊牧社會の東方關係

本章は「1カザーフ民族と清帝國との接觸」、「2清朝朝貢國としてのカザーフ」、「3通商關係の成立」、「4絹馬貿易の實態」、「5絹馬貿易の性格」の五節から構成されている。

1では、一七五五年、阿睦爾撒納の追討當時から始まつた清朝とカザーフ諸部族の交渉を跡づけ、その住地を考え、最初からカザーフの支配階級が清朝との貿易を要求し、清朝もまたこれに應じる意志を示して安南、琉球、暹羅などと同じく羈縻朝貢國として取扱つたことを述べる。

2においては、清朝と交渉をもつた遊牧カザーフ族の汗王公階級とその統治組織について検討し、清朝でいう左、右、西、中の諸部と *Orta yüz*, *Kichik yüz*, *Ulugh yüz* との關係を考へて *Orta yüz* が左部、*Ulugh yüz* が右部、*Kichik yüz* が西部に當り、例外的に *Ulugh yüz* が中部ともよばれたことを結論し、*Kichik yüz*（西部）以外の清朝と交渉のあつた諸部の内狀、それぞれの部の汗、スルターンその他の王公と清朝との關係を考察して、支配階級の系譜、各部を構成したオトック、汗王公の遣使入貢の實情などを解明する。

ただ、カザーフ王公の遣使入貢に關する回疆則例の規定を引いて、「一、二年に一回、二、三年に一回」（二九三頁）と譯出しているのは、原文「間一二年三年」、すなわち「一、二年おきに一回、もしくは二、三年おきに一回」の誤りであるし、同じ則例の規定に依つて、「これは入覲使が北京から歸還の途につき」（二九六頁）といつてゐるのは「熱河から」の誤りにちがいない。

3は貿易關係の成立過程の考察で、家畜、とくに馬匹を必要とした清朝と絹類を要求したカザーフ族との間に、ウルムチ、イリ、タル

バガタイで互市が行われ、ウシユ、カシユガル、コブド、ウリヤンハイ、ウリヤスタイ方面でも制限つきで認められたが、間もなくカシユガルでは禁止されたこと、ウイグル人が直接カザーフ族の住地に行つて行なり貿易は禁止されていたが、必ずしも守られなかったこと、兩者の要求の一致から恩恵貿易ではなく、對等の自由貿易であつたことなどが明かにされている。

4では、交易は原則として物々交換であり、交易品にはカザーフの馬、牛、羊、清朝の綢緞、綿布（最初はともかくも、大體は貢納品であるカシユガリア産の綿布）、陶磁器、茶などが見出されるが、本質的には絹馬貿易だつたこと、現地における軍用、役畜用として馬匹が要求されたが、役畜用としては次第に牛が用いられる一方、安價な馬は内地にまで供給されたことなどを考察したのち、交易の時期、回数、家畜の種類、交易額、購買以外にみられた沒收、租馬などの家畜入手経路、交易の實情、馬價、絹織物や綿布の種類と數量などの諸問題を検討している。たゞ、官兵の食用に供するための羊がすべて政府の手で布と交換に收買され、その他の家畜はもっぱら綢緞、茶葉を交換手段とする民間貿易に委ねられていたように述べている（三三二頁）のは果して事實であらうか。

5は外交關係からみた絹馬貿易の性格の分析に充てられ、次の諸點が問題とされている。すなわち、まず第一に清朝とカザーフ族の絹馬貿易は本質的に必需品の自由貿易であり、兩者ともに熱意を有した。これが永續的な交易の行われた理由である。貿易品のうちには中國の茶も含まれていたが、史料は乏しく、コーカンド商人から入手したかと推定される。カザーフ族の隊商はすべて汗王公の派遣したものに限られ、交易から締め出された一般カザーフ人が清朝の

卡内へ徙牧したり、ウリヤンハイ方面へ小規模に侵入する原因となつた。カザーフ族は最初からロシアと清朝に對して二重の朝貢關係をもつていたが、ロシアの中央アジア經營がようやく進んだ一九世紀の中葉以後、ロシアへの依存の傾向を強め、ロシア人のイリ、タルバガタイ通商（一八四五—一六〇）によつて、カザーフ族の清朝に對する朝貢關係は崩壊し去つた。三三四頁の「短絛を形づくる」は「短絛を形わす」の方が良いであらうし、三四二頁の「俄國文の稱」は「俄國の文稱」と訓むべきであらう。

第六章 コーカンド汗國の東方貿易

「1コーカンド汗國の勃興と東方關係」においては、一八世紀の中ごろ、勃興しつゝあつたコーカンドⅡベク政權が清朝と朝貢關係を結びながら、カシユガリアの反清分子と通じ、カシユガルⅡホージャ家の子孫を隠まい、對清關係を有利に導く一方、對内的にはフエルガーナ東部のキルギズ族を征服し、その勢力を強化していわゆるコーカンド汗國の基礎を固めた経緯を考察する。

ついで、「2カシユガリアにおけるコーカンド商人」においては、清朝の記録に安集延の名でみえるコーカンド商人の通商範圍（カシユガル、ヤルカンド、ホータン、ウシユ、アクスー、クチヤ、イリ）、貿易品目（家畜、ロシア商品と絹、茶、磁器、大黃）清朝以外の通商相手國（ブハラ汗國、カザーフ族、ロシア）などについて検討したのち、呼岱達 Khudatad（商頭）の統制下にカシユガリアで商業活動を行ない、社會的勢力をもつたもののほか、農民として土着したものもあつたことを指摘する。

3は「コーカンド汗國の東方貿易政策」で、ベク政權から汗國に發展した一九世紀の初め以後、清朝に無稅貿易を要求し、さらには

kasatashuもしくは agsagal の設置まで強要し、要求貫徹のためホージャの利用を考えるにいたった過程を究明している。ホダイダード（商頭）が通商の便宜上清朝の認めた單なる商人の代表にすぎないのに反して、カジーあるいはアクサカールは、のちにも記すように、コーカンド汗から任命され、自國商人に對する徵稅權さえもつていた點で領事以上の存在であった。

以上三節を通じて、カシュミル商人やインド商人とともにコーカンド商人が阿片の密貿易に携わったこと、彼らの貿易活動によつて中國の銀がベミール以西に流出したこと、コーカンド汗の無稅貿易の要求が實は清朝官憲の放漫な課稅方針に由來したこと、タシュケントをカザフ族から奪い、コーカンド汗國の最盛期を迎えた段階において、その東方貿易政策の強化が實行されたこと、仲繼貿易獨占のためベミール周邊地域の征服が企てられたことなどはいずれも注目すべき研究である。

第七章 ジハンギールの聖戰とウイグル民族陣營

本章は「1コーカンドにおけるホージャ家」、「2ジハンギールの聖戰とコーカンド汗國」、「3ウイグル民族陣營の役割」、「4コーカンド汗國の役割」の四節から成り、ホージャ家の失地回復運動の頂點を形造るジハンギールの反亂を多面的に考察している。その要點を述べれば次のとおりである。サリムサクの幼子ジハンギールは、一八一〇年代の初めから、カシュガル、ヤルカンドの與黨と通じて情報蒐集、資金の調達を行なう一方、キルギズ族を糾合して聖戰 ghazat の準備を進めたが、カシュガリア在住のコーカンド商人にもこれに同調する者があつた。一八二〇―二五年の間にジハンギールは幾度かカシュガリアへの侵入を企てたが、成功しなかつ

た。清朝の報復を恐れたコーカンド汗が彼の企てに同意しなかつたことも一因である。しかし、この間に、カシュガリアでは、黒山黨系の阿潭を指導者とする暴動が起つた。この暴動はたちまち鎮壓されたが、當時ウイグル人の間によりやく反清感情が高まりつつあつたことが知られる。

このような情勢のもとに、ジハンギールは、一八二六年（道光六）、ついにカシュガル、ヤルカンドを占領し、ホージャ政權を樹てることに成功したが、翌年、清軍の反撃に會つて敗亡し、捕えられて、北京に護送され、處刑された。ジハンギールおよび彼の聖戰に功利的な動機から加わつたコーカンド人の殘虐、掠奪行為が白山黨のウイグル人さえ離反させたこと、ジハンギールの利用に失敗したコーカンド軍が早く撤退したこと、白山黨と黒山黨の對立がウイグル民族陣營の結束を妨げたことなどがジハンギールの失脚を決定的なならしめた理由であつた。

以上の論證の過程において、サリムサクの三子の經歷、動靜を詳かにしたこと、ホージャ家の與黨としてのキルギズ族の動向を明らかにしたこと、ジハンギールとコーカンド汗の微妙な關係を解明したこと、聖戰にもつとも活動したドラン人および「軍臺當差回子」の實態を検討したことなどは差當りもつとも注目される論點であらう。

第八章 ホージャ家末裔の聖戰とコーカンド汗國の役割

「1ユースフの聖戰とコーカンド汗國」では、東方貿易を獨占しようとしてジハンギールの聖戰を援助し、失敗した結果、カシュガリア貿易の斷絶（一八二七―三）という清朝の報復措置に苦しまねばならなくなつたコーカンド汗國が、一八三〇年（道光一〇）、

ジハンギールの兄ユースフを操ってカシユガリアに侵入し、掠奪戦争を試みるにいたった事情、カシユガルを包圍すること僅か三カ月でコーカンド軍が引上げたのはブハラ汗國の攻撃に備えるためであり、そののち再び侵入を企てたので、邊境の安定を欲した清朝は妥協と譲歩の方針を定め、一八三一—三二年（道光一一—一二）通商關係が再開された経緯を考察する。

ついで、「2コーカンド汗國の東方政策」では、通商再開ののち、コーカンド汗國の要求を容れた清朝がさきに没收したカシユガリア在住十年未満のコーカンド商人の土地を返還したこと、コーカンド商人に對する關稅を廢止したこと、コーカンド汗の任命する代官に徵稅權を認めたことなどを明かにしたのち、これになお満足しないで仲繼貿易の獨占を目ざしたコーカンド汗國のバミール周邊諸國やカザフ族、キルギズ族に對する侵略、征服活動を検討して、コーカンド汗國の東方貿易獨占政策がその發展の重要な一原因であったことを結論する。筆者はかつてホージャ一家一族の監視の代償として清朝がコーカンド汗に年金を與え、そのアクサカールに徵稅を許したというブルジャの記述を清朝側の記録に合わないとして否定したことがあったが（「異民族統治上から見たる清朝の回部統治政策」・一九四五）、著者の研究によれば、それは明かに筆者の誤解であり、清朝では從來どおり呼岱達もしくは商頭とよんでいても、「その職能は汗の徵稅吏もしくは領事の如きもので、コーカンド側ではアクサカールと呼んでいた」ものである。

「3ワリルヘーンの聖戰とコーカンド汗國」においては、まずコーカンド領内に居住したホージャ一家一族の血緣關係を検討し、ついで彼らがコーカンド汗國の東方政策とあい表裏していかなる行動を

取ったか、またサルト系都市住民とウズベック族の内紛、帝政ロシアの侵略のために壊滅にひんしていたコーカンド汗國が東方のカシユガリアに對していかに行動し、いかなる關係をもっていたかを考察している。いわゆる七和卓 *Heft Khwajagan* の反亂や倭里汗 *Wali Khan* の反亂の経緯をもっとも詳しく追究した論考として注目される。ただ、コーカンド汗國の衰弱に伴って、ホージャの後裔とコーカンド人——本國の冒險者およびカシユガリア在留者——が反亂の主導權を握り、清朝統治機構の無力化に乗じて侵入を繰返した事情を明確にするには、慎重に過ぎて説得力を缺く憾みがないでもない。

第九章 東トルキスタンのイスラム

本章は終章として清朝史料を中心とする「1カシユガリアのイスラム」の諸相（五墓、祭祀、刑法など）の考察とホージャによつて代表されるカシユガリアのイスラムの「2神祕主義とその中國イスラムへの影響」の究明に充てられている。全體としてたいへん行きとどいた研究であるが、カシユガリアのイスラムにおける世俗的信仰の考察において、マザール（墳墓）崇拜と佛教信仰との關係やトルコ・モンゴルのな割答 *Taga* の法の存在などに觸れていないのはなぜであらうか。なお、「務集四人が合誦する」（五三二頁）という務集は *Wali* の音譯ではあるまいか。

以上は本書を通讀してその梗概を述べ、たまたま氣づいた疑點を挙げただけで、批評としてはもちろん、紹介としてもはなはだ不行届きなものであることは筆者自身が十分に承知している。ただ最後に敢て全體としての感想を附け加えることを許してもらえらば、まず（一）句讀點が省略され過ぎているせいばかりでなく、一般に

行文が流暢さを缺いて讀みづらいこと、また、(二)漢文史料の訓讀に時に誤讀がみられるのはともかくも、慣例讀みに従っていないために著者が一體どう訓んでいるのか判らない場合が少なくないことが惜しまれる。つきには(三)社會史といひながら、史料の關係にも依るであらうが、テーマの取上げ方、その取扱ひ方において政治史、統治史の枠を脱け切っていない點が氣になる。カザール族の網馬貿易がもつぱら清朝との關係において捉えられているのや、コーカンド商人のカシュガリア貿易が主としてコーカンド汗國の東方政策という觀點から檢討されているのなどはその例である。なお(四)農業問題については圖表や統計を驅使して詳しい論證を行ないながら、商業、手工業、鑛業などについてはほとんど觸れるところがないのは、史料の缺如もあらうが、いささか物足りない。また、(五)漢人の農業移民については檢討されているが、ウイグル人社會に大きな影響を與えたと思われる漢人の商人や傭工者など一般移住民に對する考察を缺いていることは、いわゆる東干反亂の背景を明かにする必要からしても、遺憾といわざるをえない。妄言を弄して勞作の聲價を傷つけたかも知れないことを恐れるが、望蜀の辭として著者の寛恕を得られれば幸である。

十月十三日 (羽田 明)

會 告

去る十一月三日、第八回總會において報告いたしましたとおり、印刷費の値上りにともなつて、本會の財政に重大な支障を生ずるにいたりましたので、評議員會の承認をえて、會費を、昭和三十九年度(「東洋史研究」第二三卷第一號)以降、つぎのとおり改正いたします。

新會費 年額千二百圓

新會費は、郵送會員に對する郵送料を含んだものとして計算されておりますので、手渡し會員については一割引き(年額千八十圓)といたします。ただし、非會員につきましては、定價のほかに、郵送料として實費を申受ける事になっております。

諸物價騰貴の折柄、會員各位の經濟的負擔を重くいたします事は、誠に心苦しい次第ではありますが、諸般の事情を御賢察の上、本會發展のために御協力いただけますよう、ここにお願ひ申し上げます。

昭和三十八年十二月二十日

東洋史研究會

會員各位